

各委員からの御意見及びそれに対する考え方について

資料3 「第6次中間とりまとめ（案）」

委員からの御意見

【秋元委員】

- ・ p.7の注釈4に「需要家アンケートにおいては、価格水準について0.1～0.3円/kWhを望む声が最も多かった。」と記載がありますが、「ただし、これに対して、委員・オブザーバーから、価格の回答の選択肢を細やかに設定するなど、より適切な方法を検討すべきという意見も出された。」と追記頂けないでしょうか。
- ・ p.9：（原案）「高度化法義務達成のコストについて、需要家の負担を求める方策については、今後の取引動向を見極めつつ、引き続き検討を行っていくこととした。」
⇒（修正案）「高度化法義務達成のコストについて、需要家の負担を求める方策については、今後の取引動向も踏まえつつ、引き続き早急に検討を行っていくこととした。」（「見極めつつ」だけですと、結論が先延ばしになりかねないため）
- ・ p.9：「具体的な最低価格の決定においては、以下のようなご意見を頂いた。」において提示の項目に以下の内容を追記頂けないでしょうか（秋元からも申し上げたし、オブザーバーからも同趣旨の発言もあったと認識しています）。
「・ 需要家が、再エネ価値市場で扱う追加性の乏しいFIT証書を取得した場合と、高度化法義務達成市場で扱う追加性の高い非FIT再エネ証書を取得した場合とで、証書の価値の違いを踏まえて環境表示の仕方に差異を表すことができれば、ある程度両市場の証書の価格差を正当化できるという面もある。」
- ・ p.16：より、検証事項とその結果を踏まえた制度の見直し・改善の必要性が明確になるように、以下の下線部分のような追記頂けないでしょうか。
「再エネ価値取引市場における試行的な取引に向けた主要な課題については、今回一定の整理を行ったが、今後試行的な取引の状況を注視しつつ、新規の再エネ投資や類似制度の価格水準への影響、需要家負担の在り方など、最低価格の水準や高度化法義務達成市場との価格差に起因する論点について検証を行い、その結果を踏まえて必要に応じて、更なる制度の改善、利便性の向上および利用の普及にむけた検討を深めていく。また、併せて創設した高度化法義務達成市場における課題等についても、引き続き検討を進め、制度の改善に取り組んでいく。」

【大橋座長】

- ・この度のとりまとめ大変お疲れさまでした。これまでの非化石市場が需要家にも開かれることになり、市場環境の大きな変化に繋がるとりまとめと認識しています。
- ・まずはしっかり需要を作り出すために、CN トップリーグの要件に再エネ価値取引市場での実績を加味するなども検討に値するかもしれません。
- ・価格転嫁については、まずは規制料金（経過措置料金）において転嫁ができる道筋をつけることが重要と思います。
- ・最後に本とりまとめの対象外かもしれませんが、（電取委で整理された）FIT 証書の表示の在り方について、この新たな市場の再整理において、現状と同じ姿であるとしても、どのようなことを意味することになるのか、確認のために一度示して頂けると良いように感じております。

【小宮山委員】

- ・とりまとめ(案)の内容に賛同いたします。9～10 ページの記述「特に欧米ではサプライチェーン全体で脱炭素化を求める動きも出ている」に関しまして、もし可能でしたら、部会で紹介された資料(第 54 回制度検討作業部会、資料 4 等)も参考資料として脚注等に付記して頂くとよいように思います。宜しくお願い申し上げます。

【武田委員】

- ・会合での熟議が反映されており、全体として賛成する。市場参加者の自主的な取引を原則としつつ、一定の価格制限を設けることや、仲介事業者間の転売を禁止することなどは、市場が成熟するまでのいわばつなぎとして合理的と思われる。一律転嫁にかかる制度構築の必要性や実現可能性については、ステークホルダーの意見を幅広く聴取しつつ、引き続きの慎重な検討が必要と思われる。

【廣瀬委員】

- ・これまでの制度検討作業部会における議論の内容を適切にまとめた記述になっており、異存はありません。
- ・非化石価値取引市場の最低価格に関しては、本来は市場における価格形成に任せるのがあるべき姿ですが、今回は当面の暫定の措置として 0.3 円と設定するものと理解しております。本年の 11 月から試行的な取引を行ってみて、もしなんらかの予想外の問題が生じることがあれば、適宜柔軟に見直して行くべきだと思います。
- ・また、高度化法義務達成市場の取引の動向もよく見た上で、小売電気事業者の高度化法義務達成のコストについて需要家の負担を求める方策に関しては、引き続き検討して行くと書かれているのは結構だと思います。

【石坂オブザーバー（東京ガス）】

・意見 1

（該当箇所）

P.9 具体的な最低価格の決定においては、以下のようなご意見を頂いた。

（意見内容）

該当箇所は需要家の費用負担についてとりまとめられた箇所ですが、最低価格に関する意見のみが記載されているような表現になっております。つきましては、「具体的な最低価格の決定及び需要家の費用負担においては」との記載が適切と考えます。

なお、P.9に記載されている意見からも伺えますが、価格水準と価格転嫁の論点は切り離して捉えることのできないものであり、4点目の意見に記載の通り、価格転嫁に関して早期に具体策の検討を進めていただきたく思います。また、整理に時間がかかるということであれば、FIT 再エネ証書の価格水準を非 FIT 証書に近づける方向でご検討いただきたく思います。

・意見 2

第 57 回制度検討作業部会 資料 3-1 P.4 において、参考も含め 6 つの論点が整理されていますが、「6. 参考 需要家が証書を直接調達した場合の証書の活用方法」のみ、中間とりまとめにおいて記載がございません。つきましては、上述の論点に関しても章を設けて記載いただくと良いと考えます。

なお、新しく取引市場に参加する需要家が直接購入した場合のために、環境価値表示の仕方についてのガイドライン等を整備していただくのが望ましいと考えます。ご検討をよろしく申し上げます。

【小川オブザーバー（関西電力）】

・今回、FIT 証書の最低価格を 0.3 円/kWh とすることは、「取引開始当初の暫定措置」として整理されておりますので、今後行われる実際の取引結果を踏まえ、現時点では仮説となっている以下のような観点について検証する機会を設けていただくことが重要と考えて前回発言いたしました。

- ▶ 非FIT再エネ投資の堅調な推移が見られるか
- ▶ Jクレジット等の類似制度の取引価格や取引量が低下するような悪影響を与えないか
- ▶ FIT賦課金の国民負担の軽減に十分に繋がっているかどうか

したがって、上記の趣旨を中間とりまとめ案に追記いただければと思います。

・「高度化法義務達成のコストについて需要家負担を求める方策」につきましては、取引動向を見極めつつ、引き続き検討を行っていくことと整理されております。高度化法義務達成市場につきましては、第 2 次中間とりまとめで記載のとおり、「第 2 フェーズの具体的な目標設定の議論を 2021 年 7 月末以降に行う」こととされており、今後予定される第 2 フェーズの検討の中でも、需要家負担を求める方策

を併せて取り上げていただきたいと思います。

【竹廣オブザーバー（エネット）】

・（該当箇所）P7 注釈4

（本文）需要家アンケートにおいては、価格水準について0.1～0.3円/kWhを望む声が最も多かった。

（意見①）アンケート対象者にはある程度の偏りがあると認識しており、その業態の内訳について追記いただきたい。

（意見②）「価格の回答の選択肢を細やかに設定するなど、より適切な方法を検討すべきという意見が委員からあった」という内容を追記いただきたい。

・（該当箇所）P9 12行目 記載の修正

（本文）このため、高度化法義務達成のコストについて、需要家の負担を求める方策については、今後の取引動向を見極めつつ、引き続き検討を行っていくこととした。

（意見）これまでの作業部会において、早期の検討を要望する意見があったこと、及び、前回の作業部会で事務局からも理解を示す趣旨の言及があったことも踏まえて、記載については「早期に検討を行っていくこととした」としていただきたい。

・（該当箇所）P9 15行目以下にある委員等の意見について

（意見）証書を取得した需要家の環境表示の在り方について、高度化義務達成市場と今回のFITの再エネ価値取引市場での証書の環境価値の差異を明示することでそれぞれの市場価格を区別できるとの意見が委員からあったかと思えます。この点についても記載していただきたい。特に電源の追加性の違いによる証書の価値の差について、複数の委員からの意見もあった旨については記載していただきたい。

（追記意見案）需要家に対して、FITの再エネ価値市場から取引する証書の性格（追加性が乏しく、賦課金により支えられている等）と、高度化法義務達成市場にて取引する証書の性格（追加性が高い等）で、異なる環境価値の表示をわかりやすく表すことができれば、ある程度両市場の証書の価格差の根拠ともなる。

・（該当箇所）P16 おわりに 記載追記

（本文）再エネ価値取引市場における試行的な取引に向けた主要な課題については、今回一定の整理を行ったが、今後試行的な取引の状況を注視しつつ、課題の有無を確認しながら、更なる制度の利便性の向上および利用の普及にむけた検討を深めていく。また、併せて創設した高度化法義務達成市場における課題等についても、引き続き検討を進め、制度の改善に取り組んでいく。

（意見）たびたび、委員等から今回の整理の妥当性について検証が重要との指摘があったこと、及びこうした意見を踏まえ今後に向けてしっかり議論していくこと前提にパブコメにかけてほしい、との座長から言及があったことを踏まえ、検証事項とその結果を踏まえた制度の見直し・改善の必要性が明確になるよう追記いただきたい。

（追記修正案）再エネ価値取引市場における試行的な取引に向けた主要な課題については、今回一定の整理を行ったが、今後試行的な取

引の状況を注視しつつ、新規の再エネ投資や類似制度の価格水準への影響、需要家負担の在り方など、最低価格の水準や高度化法義務達成市場との価格差に起因する論点について検証を行い、その結果を踏まえて必要に応じて、更なる制度の改善、利便性の向上および利用の普及にむけた検討を深めていく。また、併せて創設した高度化法義務達成市場における課題等についても、引き続き検討を進め、制度の改善に取り組んでいく。

【花井オブザーバー（中部電力）】

・【該当箇所】 8 頁（具体的な最低価格）

【意見】

J クレジット等の類似制度の価格水準への影響については、「これまでと同様、それぞれの役割・価値に応じた価格が今後も形成される可能性が高いと考えられる」と記載されております。この影響については、需要家のアクセス環境の改善に伴い FIT 証書の需要が増えることで J クレジットの需要が減り、クレジット価格が下がる可能性も考えられる等、今回整理いただいた仮説どおりなのか、引き続き注視が必要と考えます。また、第 5 7 回本作業部会で、「今後もしっかり検証していくことが必要」「その結果に応じて柔軟に見直すことも必要」との指摘がオブザーバーからありました。このため、下記のような追記をお願いいたします。

(現行) また、J クレジット等の類似の制度の価格水準への影響については、各制度の取引の対象や需要家のニーズが異なるため、必ずしも直接的に及ぶものではなく、これまでと同様、それぞれの役割・価値に応じた価格が今後も形成される可能性が高いと考えられる。

(追記案) また、J クレジット等の類似の制度の価格水準への影響については、各制度の取引の対象や需要家のニーズが異なるため、必ずしも直接的に及ぶものではなく、これまでと同様、それぞれの役割・価値に応じた価格が今後も形成される可能性が高いと考えられる。このため、引き続き注視していく必要がある。

・【該当箇所】 9 頁（需要家の費用負担）

【意見】

需要家の負担を求める方策については、「今後の取引動向を見極めつつ、引き続き検討を行っていくこととした」と記載されております。この点については、第 5 6 回・第 5 7 回の本作業部会において、複数の委員やオブザーバーから「証書調達費用の機動的な小売料金への反映」等に関する意見が出されております。従って、最低価格の決定に関する意見だけでなく、需要家の負担を求める方策に関する意見についても追記をお願いいたします。

(現行) なお、具体的な最低価格の決定においては、以下のようなご意見を頂いた。

(追記案) なお、具体的な最低価格の決定および需要家の費用負担においては、以下のようなご意見を頂いた。

(既に記載されているご意見に以下の意見内容を追記)

- 高度化法義務達成市場は最低価格以上がつく可能性も高い一方、再エネ価値取引市場は最低価格に張り付く可能性が高いので、0.6円以上に差が開く可能性がある。料金に転嫁できる仕組みを是非検討いただきたい。
- 小売電気事業者に課せられる高度化法義務達成のための費用はコストとして電気料金に織り込まれ、最終的には広く公平に需要家にご負担いただくことが適切と考える。従って、需要家間の公平性も踏まえ、高度化法義務達成のためのコストを適正に需要家に負担を求める方策については早期に検討いただきたい。

【渡辺オブザーバー（出光興産）】

- ・ 4 ページの 15～16 行目に、『引き続き関係者と丁寧に意見交換を行いながら検討を深めていくことにした。』と記載いただいておりますが、『引き続き関係者と丁寧に意見交換を行いながら早期に検討を深めていくことにした。』と追記いただきたい。下記の通り、第 50 回制度検討作業部会にて、辻委員からご発言があったと認識しており、追記が必要と思料いたします。

(参考) 第 50 回制度検討作業部会 議事録 辻委員ご発言より

辻です。数点ですけれども、まず最初に、小宮山委員と同じところですが、証書の性質につきましては、今後カーボンニュートラルに向けた取り組みがまた本格化する中で、電源証明型を目指すというのは、やっぱり必要だと思っておりますので、ご提案に賛同するところです。

重複した話で恐縮ですけれども、やっぱり電源ごとに市場が分かれるということで、いろいろ複雑化する部分も出てきていると思いますので、そういったところの検討を早期のうちにぜひ進めることが肝要かと思っております。

- ・ 9 ページの 12～13 行目に、『高度化法義務達成のコストについて、需要家の負担を求める方策については、今後の取引動向を見極めつつ、引き続き検討を行っていくととした。』と記載いただいておりますが、『高度化法義務達成のコストについて、需要家の負担を求める方策については、今後の取引動向を見極めつつ、引き続き早期に検討を行っていくこととした。』と追記修正いただきたい。これまでも、他の委員・オブザーバーからも同趣旨のご発言があったと認識しており、追記が必要と思料いたします。
- ・ 16 ページに、まとめをご記載いただいておりますが、今回の整理の妥当性について検証すべき点を明確にし、必要に応じて見直しの議論を行うことが重要であると思料しており、『再エネ価値取引市場における試行的な取引に向けた主要な課題については、今回一定の整理を行ったが、今後試行的な取引の状況を注視しつつ、最低価格の水準や高度化法義務達成市場との価格差の需要家負担の在り方、新規の再エネ投資や類似制度への影響などの課題の有無を確認しながら、更なる制度の改善、利便性の向上および利用の普及にむけた検討を深めていく。また、併せて創設した高度化法義務達成市場における課題等についても、引き続き検討を進め、制度の改善に取り組んでいく。』と追記いただきたい。

※その他の委員においては、事務局案について、異論なしの旨、ご回答いただいております。

<事務局の考え方>

- ・委員及びオブザーバーのご意見について、事務局で精査した上で、第6次中間とりまとめ（案）のとおり修正いたしました。

<大橋座長取りまとめ>

- ・第6次中間とりまとめ（案）については、委員及びオブザーバーのご意見を踏まえて修正も行っていますので、事務局においては必要な手続きを進めてください。